

# 指宿市高齢者等あんしん登録票 ～登録の流れ～

登録を希望する高齢者等自身やその  
家族等が登録申請書等の提出。

(通知書類)

○登録(決定・却下)通知書  
(第3号様式)

通知

受付

(提出書類)

○登録申請書(第1号様式)  
○あんしん登録票(第2号様式)

指宿市地域包括支援センター  
(長寿介護課内:指宿庁舎6番窓口)

指宿市高齢者等  
あんしん登録票

【指宿市】

(役割)

○申請受付及び登録  
○登録(決定・却下)通知書(第3号様式)の送付  
○関係機関へ事前登録者情報の提供(情報共有) など

あんしん登録票(写し)の配布(※注1)

関係機関

・指宿警察署

・指宿消防署

・指宿市危機管理課

・指宿市在宅介護支援センター

・公民館長

・民生委員

(※注1)

公民館長及び民生委員については、あんしん登録票(写し)を配布しません。事前登録を行った旨の情報提供のみ行います。また、情報提供は事前登録者が居住する地区の公民館長及び民生委員に行います。